

論文

社会に衝撃を与えた青少年犯罪についての考察 NO.2  
— 犯罪化の防止と人としての再生支援のあり方 —

木村 隆夫

日本福祉大学 非常勤講師

Study of Juvenile Delinquency Which Has the Impact to Our Society (No.2)  
—Prevention of Criminalisation and How to Support Regeneration as a Person—

Takao KIMURA

Part-time Lecturer of Nihon Fukushi University

Keywords：自分史作り，治療的精神鑑定，人としての再生，治療的専門里親，可塑性・復元力

要旨

筆者は、2019年に「社会に衝撃を与えた青少年犯罪についての考察 NO.1」を発表した。その際の副題を「心の闇の解明をめざして」としたが、凶悪事件を行った青少年のほとんどが、虐待、いじめ、期待過剰や精神・発達障害などにより、健全な成長が妨げられていることでの不安や不満が蓄積して、いきなり凶悪事件として発現したものであり、「心の闇」などではないと考察した。さらに、青少年の凶悪犯罪の防止施策と加害者の更生支援のあり方について検討して、続編として執筆し発表することを予告した。

本論では、副題を「犯罪化の防止と人としての再生支援のあり方」とし、青少年の凶悪犯罪の防止と、加害者の更生支援のあり方の究明を目的とした。事例としては、筆者の支援事例1件、4人射殺犯永山則夫の治療的精神鑑定についての著作、神戸児童連続射殺事件加害者の著作、「専門里親・土井ホーム」(土井高德主宰)の支援事例1件の、計4事例を検討資料とした。

検討の結果、凶悪事件を起こした犯罪者でも、立ち直りは可能であることが確認できたが、その過程は、「更生」や「立ち直り」などの甘い用語で表現できるものではなく、「人として再生」できるかどうかの壮絶な自己変革が必要であることを学ぶことができた。なお、前記 NO.1 では、被害者に対する修復的司法のあり方についても触れたいと書いたが、力不足からまとめきれなかったため、次の機会にまわすこととしたい。

目次

はじめに

1 青少年等の凶悪犯罪をどのように防止するか

(1) 再犯はしたくない、暴力衝動を押さえる方法を教えてほしいという X への支援

1) X (男性)

2) 「自分史作り」を試みる

3) 「自分史作り」の経過と概要

4) 支援の終了とその後の経過

5) 考察

2 凶悪事件を起こした青少年の再生支援

(1) 4人連続射殺犯「永山則夫」の人としての再生支援

- 1) 永山則夫事件の概要
  - 2) 石川鑑定に見る犯罪性の形成過程
  - 3) 石川鑑定による「人としての再生」支援
  - 4) 永山の「人としての再生」の努力
  - 5) 第一審で石川鑑定が受け入れられなかった事情
  - 6) 「人としての再生」を帳消しにした「新左翼関係者」との関係
  - 7) 考察
- (2) 著書『絶歌』に見る神戸児童連続殺傷事件元少年Aの「人としての再生」過程
- 1) 神戸事件と『絶歌』
  - 2) 人との出会いが再生のきっかけ
  - 3) 自立への試行錯誤
  - 4) 贖罪のあり方の問い続け
  - 5) Aに続きかねない人へのメッセージ
  - 6) 考察
- (3) あるファミリー・ホームにおける「人としての再生」支援実践
- 1) 土井ホームの概要
  - 2) 土井ホームで生活し支援を受けた青少年
  - 3) 6事例のうち本論及びNO.1と類似した事例
  - 4) 事例研究 E 男—広汎性発達障害を有し、深刻な他害行為に及んだケース—
  - 5) E 男と神戸事件元少年Aの類似点と相違点
  - 6) 考察
- 3 凶悪事件を行った青少年の「人としての再生」支援のあり方
- (1) 青少年はなぜ凶悪事件へと追い込まれるのか
  - (2) 凶悪犯青少年の「人としての再生」はどのようにしたら実現できるのか
- 4 まとめと今後の課題
- (1) 見えてきた凶悪犯罪への流れ
  - (2) 確信が持て始めた凶悪犯罪青少年の回復・再生支援
  - (3) 被害者と向き合わせることの大切さ
  - (4) 凶悪事件犯罪者の再生支援についての今後の課題
- おわりに

## はじめに

わが国では、社会の耳目を衝動させる青少年の凶悪犯罪が断続的に発生している。かつては、メディアをはじめとして社会全体でこのような事件がなぜ起きるのかを真剣に考えようとしていたが、最近ではその努力はあまり見られず、死刑判決をはじめとした厳罰の執行だけが叫ばれるようになった。原因究明についても「心の闇」や「発達障害」に還元した論調が目につくようになっていく。

筆者はこのような社会的風潮に抗して、青少年の凶悪犯罪が引き起こされる動機・原因を究明すべく、凶悪犯罪20事例を分析して、2019年に「社会に衝撃を与え

た青少年犯罪についての考察 NO.1」(以下 NO.1 と略)として発表した。ここでは、凶悪犯罪といっても一様ではないことから、類型分類が必要であると判断して、①未成熟型犯罪、②自己否定型犯罪、③社会不適応型犯罪、④反社会性型犯罪の4類型に分類し、それぞれの特徴と処遇のあり方について考察した。

今回は、犯罪化の防止と人としての再生支援のあり方の究明を目的として、筆者が行った支援事例1件、4人拳銃射殺という重大犯罪である永山則夫事件について書かれた『永山則夫—閉ざされた鑑定記録』及び「神戸児童連続殺傷事件」の加害者の社会復帰後に発表した『絶歌』の2著書、さらに、虐待、発達障害、精神障害などの大きな困難を抱えた子どもたちの支援活動をしている専門里親ファミリー・ホーム「土井ホーム」(土井高德主宰)の支援事例1件の計4事例を検討した。

さらに、補強資料として、土井ホームの他の処遇記録にも目を通したところ、NO.1で取り上げた20事例と類似する劣悪な家庭環境や、悲惨な生育史をたどっている子どもたちが一定数含まれてはいることと、にもかかわらず凶悪事件には至っていないことが確認できた。

以上の、永山事件や神戸事件の加害者自らの回復努力と、土井ホームで実施されている支援実践を見ると、「立ち直り」や「更生」と表現して済まされるような甘いものではない、壮絶な自己変革が行われていることが確認できた。それに、ふさわしい用語を種々考えた結果、社会・人文科学の分野ではほとんど使用されていないと思われる「人としての再生」と表現することとした。

## 1 青少年等の凶悪犯罪をどのように防止するか

(1) 再犯はしたくない、暴力衝動を押さえる方法を教えてほしいというXへの支援

1) X (男性)<sup>(注1)</sup>

Xは支援開始時40歳半ばであり、検討対象である青少年には該当しないが、暴力犯罪を繰り返すようになった基盤は10~20歳代に形成されている。これまで暴行・傷害・強盗で逮捕約10回、少年院収容2回、刑事施設収容4回を数え、20歳過ぎに、刑事施設に収容されてからは、4度目の服役を終えて出所するまでの24年間で、塙の中で生活していた期間は17年を越えている。

Xとの出会いは、筆者が保護観察官をしていたときで

ある。Xは、4度目の受刑で仮釈放となり保護観察となった、保護観察自体は短期間で何ら問題もなく終了した。終了後暫くしてからXが来庁して、「これまで暴力事件で、塀の中と社会を往復する生活だったが、歳も歳なので今回で打ち切りをしたい。また、暴力衝動がだんだん自制できなくなっているの、いつかは重大な事件を起こすのではないかと不安が募る。どうしたら暴力を振るわない生き方ができるのか教育してほしい」と依頼した。更生支援の専門職としては、誠にありがたい申し出であったのでその場で承諾した。

ただし、Xの保護観察期間が終了しているため、保護観察官としての職務に基づく支援はできないため、一支援者としての支援であることを説明し、支援方式は強制力のない、「来るを拒まず、去るを追わず」で行なうので、来訪しなくなればその時点で終了せざるを得ないことを確認した。

## 2) 「自分史作り」を試みる

Xと相談し支援技法としては、まず「自分史作り」を試みることにした。Xは宗教教誨師の行う精神講話などを想定していたので、自らの語りが中心となることに戸惑いを見せたが、語ることで自分の生き様が発見できることから、めどがつくまでの2年間やり通してくれた。2年間での面接回数は22回、各1～2時間をかけているので30～40時間面接を重ねたことになる。面接記録は筆者がまとめ、次の面接日に確認して記録として保存したが、最終的にはA4用紙(35×35)で38頁となった。

## 3) 「自分史作り」の経過と概要

### ①家庭での被虐待体験

Xは幼少の頃から、父親から身体的虐待を受け続けてきた。「死ぬまで忘れられない体験」として刻み込まれた記憶もあったが、忘却していてこの支援で再生された記憶もあった。死ぬまで忘れられない体験としてまず語ったのが、小学校入学前に逆さまにつるされて風呂につけられたこと、「死ぬかと思った」と恐怖の記憶を語った。

父の暴力は、母親にも行われていて、小2の時に母親は首つり自殺をした。第一発見者はXであったが、その記憶は忘却しており今回の支援作業で再生した。その後、その場面が何度か夢に出るようになったとのことで、自分史の振り返りの弊害が顕在化した。この時点で、支援方法を変えることを提案したが、Xは最後まで

やり通したいと継続を希望した。

### ②学校でのいじめ体験

母が死去してからネグレクト状態となり、学校でのいじめがエスカレートした。小4の時にクラスで「死体遊び」が提案され、Xとほか一名の男子が死体とされ、一日中教室の隅で転がっていることを強要された。先生も知っていたが助けてくれなかったと記憶されているが、恐らく増幅されて残ったのではないと思われる。

### ③児童養護施設でのいじめと虐待被害

父が事件を起こして刑事施設に収容され、小5から中2にかけて3年ほど児童養護施設で生活した。施設内では男性指導員からよく殴られたほか、40歳代の女性指導員から性的関係を何度か求められた。一方、Xも年下の子どもを何度か殴ったという記憶が再生された。

### ④暴力被害からの脱出

児童養護施設に入所するまでは、いじめや暴力については被害者の立場だけであったが、施設で年下の子どもへの暴力を行ったこと、女性指導員の性行為の強要を受けてから、Xの内部で自信がつくなどなにかが変わったように感じたという。ある日、学校で3人かがりいでトイレに連れ込まれて暴行されそうになったとき、「いじめだ」と大声で叫び、トイレの戸を激しく叩いたところ加害生徒がたじろぎ、暴行することなく退散した。それからは、いじめや暴力被害を受けそうになったときは、同様の行動を行ったので、被害に遭うことがなくなった。そんな自分に自信がつき、自分が好きになったという。

### ⑤暴力加害者になる

暴力被害を回避するための④の行動を行ううちに、いつしか感情統制ができなくなり“キレル”ようになった。中2のころ身長が大きくなったこともあって、暴力を頻繁に行ってクラスを支配するようになったが、暴君として君臨できる学校生活が急に楽しくなって、どんどんエスカレートした。中3の時に校内暴力事件で逮捕され、最初の少年院送致となった。

### ⑥暴力衝動が起きるとき

暴力を起こした場所は、ほとんどが酒場か路上であり、酒場で絡まれて暴れたことが一番多い。2度目の少年院も居酒屋でのけんか。20歳過ぎの初入の事件は、市内の不良グループ同志の抗争で、リーダーと目されいきなり実刑となった。酒を飲んでいたので、酒が入るとコントロールが利きにくくなることは否定し

ないがアルコールの中毒症状からではない。さらに、理不尽な言いがかりを付けられたり、明らかに見下されていると感じたときにキレてしまう。その時の、心身の状態は、疲れていたとき、いらいらが溜まっていたとき、夏場の暑いときなどと自己分析した。

#### ⑦暴力衝動が自制できたとき

⑥のような状態となっている場合でも、暴力衝動を自制している場合のほうが圧倒的に多いことも確認された。その時の心情は、「馬鹿を相手にしてもしょうがないと思い直した」「些細なことで塀の中には戻らないようにしよう和我慢した」「キレる前に逃げようと心がけた」などと語った。

#### ⑧大きな怪我を負わせたり、殺人には至っていない理由

Xの暴力事件は、数は多いが大きな怪我を負わせたり、生命の危険を感じさせる暴力は振るっていない。その事情について、「2度目の少年院で、ある教官が『暴力はするなどと言っても押さえられないときもあるだろう、その場合でも、大きな怪我をさせる前に止める、殺人は決してしてはいけない』と指導してくれたが、その言葉がずっと心に残っていたことが大きいのではないかと振り返った。さらに、「悪いことをしていても自分には、決して殺しはしないなどの3つの信条があった」と語った。

#### ⑨犯罪の暴走防止の3点の信条

Xが心がけていた3つの信条とは、⑦薬物には手を出さない、①殺すようなことは絶対にしない、②大きな怪我もさせないであるとのこと。「どうしようもない自分であるが、犯罪を大きくさせない3点の信条を常に心がけていた」として、「そんな自分を褒めてやりたい」とも語った。

#### ⑩少年院

少年院の中では暴れなかったし、暴れたいという衝動も起きなかった。「おとなしくして早く出よう」とは考えてはいたが、少年院教官がよく話を聞いてくれたからだと思う。教育も積極的に受け、発言もよくしたがどのような教育だったかほとんど記憶していないと言う。

さらにXは、「後から考えると、この時が大事だった、少年院の教育をきちんと受けていたら犯罪者にはならなかったのかもしれない」「もし、人生がやり直せるなら、この時に戻ってやり直したい」と語った。

#### ⑪刑事施設

刑事施設収容は4回、収容年数は未決も含めてトー

タルで17年であった。刑事施設の生活は楽ではない、刑務官の横柄な態度や受刑者間の人間関係の保持が大変と述べた後で、「周囲に気を遣わなければならない娑婆(社会)の生活より楽だった」と語った。その理由は、調理師免許を持っていたので、いつも炊事場に回され、班長もまかせられ、ひそかに「チョーエキのなかではエリートと誇りを持っていた」と打ち明けた。社会では受け入れられなかったXではあるが、刑事施設では受け入れられ、責任のある仕事も与えられて、自己実現も感じていたのではないかと、話の流れの中で感じとれた。

#### ⑫暴力団との関係

暴力団には、絶対入るつもりはなく、関係者とは距離を置いていたが、30歳半ばの時に刑事施設で義理を受けたことから断り切れず、「祝いごと(他組の幹部の放免祝い)」に、一度だけの約束でサクラとして参加したが、以後つきまといわれ、準構成員扱いをされ、「杯ごと」の日程まで組まれ引くに引けなくなった。

組から抜け出すことは容易ではなかったので、コンビニ強盗をして刑事施設に逃げ込むことにした。脅し盗った金をビニール袋に入れて手に持って店の近くで待機し、パトカーが来たところで逃げるふりをして逮捕された。懲役5年となったが施設で離脱手続きをして、暴力団とは完全に縁が切れた。犯罪歴のうちの強盗はこの時だけとのこと。

#### ⑬被害者とのこと

18回目の面接時に被害者のことについて尋ねたところ、「売られたけんかばかりで被害者も悪い」「手加減をしているので大きな怪我はさせていない」などと述べた。そこで、⑫の強盗事件について話題にしたところ、「現金はすべて警察に渡したので実害はないはず」と言ったので、「心の傷は簡単には癒やせない。父の虐待であなたがいまだに苦しんでいることをヒントにして、コンビニ店員が受けた恐怖を考えて来るように」と宿題を与えた。

19回目の面接日にXは、宿題を与えられてよく考えてみたところ、「コンビニ強盗は、暴力団から抜け出すためにしたこと、まさに自分勝手な犯罪だった。被害者の店員には誠に申し訳ないことをしたと反省した」「そう思うとじっとしておられず、10日前だったが店を訪れ謝罪した。当の店員は退職していたが、オーナーが会ってくれ謝罪を受け入れてくれた」と語った。

その後は、虐待やいじめを受けていたときの記録を読



み直しながら、過去に暴力被害者であったXが、なぜ、暴力加害者となったのか、暴力被害者の心の痛みをなぜ思い起こせなかったのか等について話し合った。

#### 4) 支援の終了とその後の経過

面接支援を開始して2年を経過した。Xは、「20歳過ぎに少年刑務所に入って以来、2年間も社会で生活できたことはこれまではなかった。この2年間暴力は行っていないし暴力衝動も起きていない」と述べ、さらに、「実はこの2年間、事件を起こさないようにと、居酒屋やチンピラと出会うおそれのある歓楽街への夜間外出は控えていた」と彼なりの努力をしていたことを打ち明けた。話も出尽くした感じもしたので、22回の面接を最後に、いったん支援は打ち切ることにした。

支援が終わってからも1年ほどは、思い出した頃に来訪して、近況報告や雑談をしていたが、1年を経過するとそれも途絶え年賀状のみの交流となっていた。今回本論執筆のために13年ぶりにXと再会したところ、「あれから暴力沙汰は一切していない、当然再犯もしていない。こんな穏やかな人生が送れるようになれるとは思わなかった」と語った。

#### 5) 考察

##### ①犯罪類型等

Xの青少年の頃の犯罪傾向は、「社会不適応型犯罪」に該当する。中2の時「暴力被害者から加害者」に転換し、以後暴力犯罪を繰り返している。精神科の診察は受けていないが、⑬で語ったように思い立ったらすぐに行動する傾向から、ADHDを抱えていたようにも思われる。

##### ②刑事施設適応

Xは、「社会適応」がうまくできず、すぐに刑事施設に逃げ込む「刑事施設適応」が進んだ人であった。刑事施設は、Xにとっては単なる拘禁される施設だけではなく、施設内で調理師としての活躍の場を与えられ、おそらく、社会にいるときよりも、生き生きと仕事していたのではないだろうか。

筆者と協働で仕事をしたこともある、ある精神保健福祉士は、「わたしのソーシャルワーカーとしての信条は『人のやることに何一つ不必要なものはない』。犯罪行為であっても何らかの必要性があり、何らかの本人にとっての効果が得られる手段であろう。大切なことはその効果を必要とする本人の生きづらさと、その生きづらさの構造的な背景への理解であろう」（木村隆夫

2019b:10)と語っていたが、Xの犯罪が凶悪犯罪を起こさないための無意識のうちの自己防衛であったとすれば、この精神保健福祉士の持論で説明がつく。刑事施設収容体験者と数多く接してきた筆者は、よく「娑婆の風は塀の中よりも冷たい」とか、「刑務所は、自由もないが不自由もない」などの言葉を聞くことがある。悲しいことではあるが、社会より、塀の中のほうが居心地良いと感じている人は少なくない。

##### ③凶悪犯罪の可能性

最初Xの犯罪歴を見たときには、凶悪犯罪を起こしても不思議でない人という印象を受けたが、面接支援を進めるうちに、X自身が凶悪犯罪化を防止するスキルを身につけていたことがしだいに見えてきた。そのスキルとは、一つが3つの“信条”（⑩）であり、もう一つが危険を感じたら「小さい犯罪」を行って刑事施設に逃げ込むことである。このスキルを獲得したのはおそらく20歳代の半ばであろうが、無意識のうちに自己防衛をしていたようであり、支援がなくても凶悪犯罪は起こさないままに、「小さな犯罪」で受刑を重ねていたのではないと思われるが、X自身は加齢により自制力が後退して、大きな事件を起こすことを心配していた。

##### ④社会適応がなぜうまくいったのか

4回目の受刑を終えて、Xは「刑事施設適応」を断ち切ることを決意して、筆者に支援を求めてきた。筆者との共同作業等を通じて、刑事施設へ逃げ込む道を断ち切り、「塀の中よりも冷たい娑婆」で生活しながら、なんとか「社会適応」を実現したのである。

Xが社会で生活しつづける決意をした事情は、個人情報等に関わるのでここでは記載できないが、決意してからは、筆者との面接を最後まで継続したほか、居酒屋や夜の歓楽街への立ち入りを完全に止めるなど確固とした行動をとっている。

今回、13年ぶりに再会したXは、面接記録はスキャナーで読み取って、パスワードをかけてパソコンで保存し時々見ている。特にキレそうになったときは、記録を見て自制していると語った。

## 2 凶悪事件を起こした青少年の再生支援

2013年に永山則夫について書かれた『永山則夫一封印された鑑定記録』が発刊された。筆者はそれを読んで驚愕した。さらに、2015年神戸児童連続殺傷事件犯の元少年Aが『絶歌』を発刊した。世間は非難の嵐で応

えたが、筆者が熟読した内容は示唆に富み、凶悪犯罪防止のためのヒントが数多く盛り込まれていた。ここではまず、この2著書を読み解きながら、凶悪犯罪の防止と同犯罪者の「人としての再生」のあり方を考える。

(1) 4人連続射殺犯「永山則夫」の人としての再生支援  
人間として否定され、人間性を奪われた結果凶悪犯罪を起こす人が散見される。その再生支援を考えるに当たって、「永山則夫事件」は大きなヒントを与えてくれる。

### 1) 永山則夫事件の概要

堀川恵子『永山則夫—封印された鑑定記録』(2013 岩波)をもとにしながら、永山則夫事件の概要を紹介する。

① 1968年10月から11月の2カ月間に、同一拳銃での射殺事件が、東京・函館・京都・名古屋で4件発生した。翌年4月に当時無職であった永山則夫(19歳)が逮捕された。永山は犯行については認めたものの、動機・原因には口を開こうとはしなかったため、状況が分からないままに、東京家裁は検察官送致を決定し、東京地裁で審理されることになった。

②直木賞作家の井出孫六は永山に興味を持った。面会では永山は何も語ろうとしなかった。ところが、担当弁護士から永山のノートを見せられて井出は驚愕した。永山はこのノートを出版して印税を稼ぎ、被害者遺族に慰謝金として贈ることを考えていたが、誰もまともに相手をしていなかった。井出の援助でノートは『無知の涙』というタイトルで出版されたちまちベストセラーとなった。

③永山の弁護士は、精神科医師石川義博に永山の精神鑑定を依頼した。石川は傾聴を基本としたカウンセリング方式による精神鑑定面接を取り入れた。鑑定面接時間は100時間を越え、鑑定に要した日数は248日となった。(以下「石川鑑定」と略)

④ 1974年石川鑑定が東京地裁に提出されたものの、第一審では採用されず、同年東京地裁は永山に死刑を言い渡した。

⑤永山が控訴した第二審では、石川鑑定が採用され、1982年東京高裁は永山に無期懲役判決を言い渡した。

⑥検察官が上告し、最高裁は1987年無期懲役判決を破棄し、東京高裁に差し戻す判決を言い渡した。

⑦死刑判決は1990年に確定した。事件発覚から28年後の1997年に死刑が執行された。死刑の執行は、神戸

児童連続殺傷事件の加害者少年Aが逮捕された1ヵ月後だった。

### 2) 石川鑑定に見る犯罪性の形成過程

#### ①犯行の動機・原因

石川鑑定の主文は、永山の犯行の動機原因について次のように診断している。

「1被告人は、犯行直前まで高度の性格の偏りと神経症兆候を発現し、犯行直前には重い性格神経症状態にあり、犯行時には精神病に近い精神状態であったと診断される。その根拠は、異常に深い絶望心理、罪責感と被罰欲求からの行動、持続し強化された自殺念慮や企画、統制不能な強度の攻撃衝動等である」(堀川恵子 2013: 301-302)。

石川鑑定では、永山の犯行時の精神状況を、「精神病に近い精神状態」と診断した。さらに、そのような状態に追い込んだ背景や要因を次のように述べている。

#### ②犯行へと追い込んだ背景・要因

「2本件行為時、被告人の精神状態に影響を与えた決定的因子は、出生以来の劣悪な生育環境と母や姉との離別等に起因する深刻な外傷体験情動であり、これに遺伝的、身体的に既定された生物学的条件、思春期の危機的心性、(中略)慢性的な栄養障害や疲労等とのストレス及び孤立状況、20歳未満の無知で成熟していない判断力等の諸要因が複雑に交差し増強し合った結果である」(堀川恵子 2013: 302)。

石川鑑定が作成された1974年ころは、心的外傷後ストレス障害(PTSD)という概念は一般化していなかったが、石川鑑定では、劣悪な生育環境や深刻な外傷体験が、犯罪に大きく影響を与えたと診断している。

#### ③劣悪な生育環境(③では永山を「則夫」と表示)

鑑定では「劣悪な生育環境」について詳しく記述している、その要旨は次の通りである。

#### ⑦極貧の生育環境

家族は父母と子ども8人の多子家庭。父はリンゴの栽培技師であったが博打と飲酒で浪費して家に金を入れず、母が行商を行って生計を維持していたが極貧の生活環境であった。

①母から捨てられ、きょうだい4人が極寒の網走で冬を越す

冬に向かい一家全滅を避けたかった母親は、幼い子4人を連れて青森に転居し、則夫をはじめきょうだい4人が極寒の網走に残された。一冬どのようにして生き抜

いたのか、幼かった則夫には記憶に残っていないが、年上のきょうだいは母に深い憎悪を示すようになった。則夫も後に「母に3度捨てられた」と語っている。

#### ⑨学校でのいじめと次兄の暴力

春になって青森で母と暮らすようになった。青森の小学校に入学したが、津軽弁ができないことからいじめを受け、家に戻れば次兄からのひどい体罰を受けたため、いじめと暴力から逃れるために家出・放浪を繰り返すようになった。

#### ⑩母親代わりの長姉

母親は則夫には、ほとんど関わろうとはしなかった。母親代わりで則夫を慈しんだのは長姉だった。何度か家出をしたときも、長姉のいる北海道を目指して無賃乗車を繰り返した。長姉は精神を患い、精神科病院へ入退院を繰り返していたが、家に戻っていたある日、則夫は、長姉が近所の妻子ある男性と性交をしている場面を目撃して、長姉からも見捨てられたと絶望した。

#### ⑪中学卒業後東京で就職、転職を繰り返す

中学卒業後、東京の果物店に就職したが長続きできず、いくつかの仕事を転々とした。仕事が続かない主な理由は、「悪口を言われる」「辞めさせようと言われた」「過去が知られた」などの思い込みと妄想がほとんどであった。

#### ⑫自殺企画や自殺未遂を繰り返す

則夫は、常にえん世観を抱いていた。行き詰まると自殺を考え実行した回数も多く、自殺未遂は19回を数えるという。

#### ⑬拳銃入手、拳銃で犯行

横須賀の米軍基地には窃盗目的で何度か侵入したが、ある日偶然小型拳銃を発見して窃取して護身用に所持していた。

最初の射殺事件は、東京プリンスホテルの庭。則夫は、当時ホームレス状態となっていた。泊まるところがなかったので、ホテルの芝生で一夜を明かそうと侵入したところ、警備員に誰何され追いかけられた。警察官が追いかけてきたと勘違いし拳銃を発砲した。新聞で警備員が死亡したと知り、死刑になるからと自暴自棄になり、以降連続射殺事件を敢行した。

### 3) 石川鑑定による「人としての再生」支援

#### ①「人としての再生」をも実現した石川鑑定

すでに述べたように、石川の鑑定は傾聴を基本に進められた。自らの過去や心境を語るなかで、永山は大きく

変わっていくが、鑑定主文からその状況を見てみたい。

「3 被告人の精神状態は、本件により逮捕された以降変遷をたどった。拘禁当初は自殺企画と抑うつ反応が強まったが、拘置所内で安定した生活が保障されてからは、懸命の勉学と人々との交流を通じて自己分析と自己変革および犯罪原因の追及を行い、数冊の本を出版するなど知的活動の旺盛な生活を送っている」（堀川恵子 2013：302）と、拘禁されてから幾人かの人々との交流と、自らの努力で自己変革を遂げようとしていると診断している。さらに鑑定では「4 被告人の現在の精神状態は、本件犯行時と比較して著しい変化が見られる。その変化は、精神面での絶望心理、自殺念慮、抑うつ反応、高度の攻撃衝動の軽快や離人感の消褪として、性格面では衝動性や情緒不安定性の改善として認められる。全体として人格は成熟と統合の途上にある。ただし、性格検査所見や拘禁生活等から判断すると、なお性格の偏りが見られ病的な精神反応を起こす危険性も存在している」（堀川恵子：302）と、拘禁後の人との出会いが劇的な変化を永山にもたらせたことを確認し、状況次第で病的な精神反応再発のおそれもあると診断した。

#### ②精神科医師石川義博との出会い

永山に大きな影響を与えた第一人者は精神科医師石川義博である。鑑定面接はカウンセリング方式で行ったので、永山に心を開かせた。犯罪の動機・原因について語ろうとしなかった永山が語りはじめ、自己を見つめ、自己変革に取り組みもうという意欲を生み出した。石川との出会いがあったからこそ、被害者に子どもがいたことを聞いて、「今の状態でできる唯一のこと、本を書き、印税を遺族に送る」という意欲を生み出した。

このように、石川の鑑定面接は、治療的精神鑑定と位置づけられる優れた手法であった。ところが、できあがった鑑定書は永山に否定された。「永山は鑑定書を読んだ後、『これは、自分の鑑定じゃあないみたいだ』と言った。鑑定書に記載された『被害妄想』『神経症の兆候』『脳の脆弱性』『パラノイア的』『精神病に近い精神状態』などといった言葉に永山は過敏に反応した」（堀川恵子 2013：307）。永山が母親代わりとして慕っていた長姉は、長年精神病で苦しんでいた。永山が、「精神病に近い精神状態」と書かれて拒否反応を起こすのは当然予測されたはずではあるが、この永山の言葉に石川は打ちのめされ、以後犯罪の鑑定には一切応じなくなり、石川鑑定もずっと封印されていた。



ところが、2008年ころに、死刑となった永山の遺品を調べていた堀川恵子は、一通の鑑定書が大事に保管されているのを発見した。「その鑑定書はすっかり赤茶けていた。透明のビニールをつなぎ合わせたカバーで大切に包まれていた。(中略)頁を開くと、赤や黒のボールペンでたくさんの書き込みがされていた。(中略)死刑が執行されるその日まで、永山則夫は生涯『石川鑑定』を手放さなかったのである」(堀川恵子 2013: 333-334)。

### ③直木賞作家井出孫六との出会い

井出孫六との出会いは、石川医師との出会いの前である。井出孫六は『無知の涙』の出版を実現した上に、リベラルな立場の支援者でネットワークを構築して石川の支援に当たった。井出の依頼した弁護人が石川義博に鑑定依頼を行っている。井出は石川の作家としての才能開発にも手を貸している。獄中で執筆した多くの著書は、井出の助言と援助なしには実現しなかったであろう。

### ④獄中結婚—妻「ミミ」との出会い

控訴審が始まったころ、永山は「ミミ」というニックネームの米国在住の日本国籍女性の面会を何度か受け“獄中結婚”をする。ミミは『無知の涙』を読み、生涯永山を支えようと決意したという。ミミも父親はなく、母親にも捨てられた体験者であった。

ミミが第一にしたことは、獄中にいて謝罪訪問ができない永山に代わって、被害者遺族の許を訪れ謝罪することであった。慰謝金を受け取ってくれた2遺族だけではなく、受け取ってくれない2遺族の許も何度も訪れた。「印税は受け取ってもらえなかったが、『永山のような貧しい子どもたちのために使ってくださいと精一杯の声かけをかけてくれた』。そんな報告をミミから聞きながら、永山の心は少しずつほぐれ、柔らかくなっていく。永山にとって、もっとも逃げたい部分に踏み込んできて、共に泣き、支えてくれるミミは、生まれて初めて『信頼できる人間』となった」(堀川恵子 2013: 312)。

## 4) 永山の「人としての再生」の努力

### ①印税を遺族に送金

永山は逮捕後、何も語らず死刑を待つ心境のようであったが、あるとき、函館の被害者の妻が妊娠していたことを知った。その日を境に、被害者遺族に慰謝金を送らなければならないと思うようになった。石川との面接で次のように語っている。

永山「逮捕されてから、弁護人にね、俺が殺った函館

の人、当時妊娠したと聞いて」。石川「奥さんね。永山「それだからだよ。死のうという気持ちと同時にね。なんとかしなくちゃという気持ちが湧いてきたんだ。とにかく今できることをしなくちゃって」。石川「遺族のことを思ったのね」。永山「俺ばかり救われてもね。遺族が救われなければ何にもならないんだ」(堀川恵子 2013: 291-293)。この時点で永山は、単なる「4人射殺犯」から、被害者への慰謝をしなければならないと葛藤する、一人の人間へと再生し始めたのであった。

### ②旺盛な勉学

学歴は定時制高校中退となっているが、実際は、高校にも中学にもほとんど通っていなかった。「無知」の惨めさを自覚し勉学に意欲を持って、漢字一字一字から学びながらの学習の開始であったが、猛勉強で知識を次第に広げていった。『無知の涙』には多くの文献を学習している状況が記されているが、次の文献については、短書評が書かれている。

カント「実践理性批判」、マルクス「資本論」、フロイト「精神分析論」、キルケゴール「誘惑者の日記」、南博「日本人の心理」、ドストエフスキー「罪と罰」「白痴」「カラマーゾフの兄弟」、ファノン「黒い皮膚白い仮面」、エンゲルス「反デューリング論」(永山則夫 1990)

このように永山の学習範囲は、哲学、経済学、心理学、精神医学、文学などの広い分野であったが、特に力を入れていたのが、マルクス主義哲学と経済学、ドストエフスキーの文学であった。

さらに次の記述がある。「実存という意味をつかんだ。実存とは、私がこのようにものを書き綴っていることなのである」「良書とはありがたいものではないか。無知すぎてぐらぐらしていた足をシャキット地面に着けてくれた。(中略)知識が人格を創ると、常識として広げられている」(永山則夫 1990: 273)。

### ③獄中作家となる

『無知の涙』をスタートとして、永山は旺盛な著作活動に取り組む。永山の第一目的は被害者遺族への慰謝金の確保であった。『人民を忘れたカナリアたち』『愛か—無か』『木橋』などを次々と発表し、『木橋』は新日本文学賞を受賞した。

著作は、永山自身の体験を素材としたことから、自らを見つめ直すことになった。永山の著書からは、連続射殺犯としての永山則夫と、虐待やいじめ被害者としての永山則夫が対峙していることに気づかされる。



永山の著作は国内だけではなく、世界的にも評価された。日本の作家団体「日本文芸協会」への加入は拒絶されたが、「ドイツ作家同盟ザールランド州支部」への加入が認められた。永山の死刑確定後には、アムネスティー・インターナショナル、ドイツ作家同盟、や国際人権擁護団体などから恩赦（死刑の執行停止）要請書簡が日本政府に送付された。

#### ④母やきょうだいへの理解も深まる

永山は、「母は自分を3度捨てた」と母親への憎悪を何度も表明していたが、石川医師や妻ミミの仲介で、母がそうせざるをえなかった事情も理解できるようになった。「(石川医師は) 弁護人から預かっていた、母が書いた大学ノート2冊を永山に渡した。(中略) その夜、独房に戻った永山は消灯時間ぎりぎりまで母のノートを開いていた。数日後の面接で、永山が語った言葉が石川のカルテに記されている。『◎母の話…母の手記を知っていたら事件を起こさなかった(目をうるませる)』」(堀川恵子 2013: 296)。

#### 5) 第一審で石川鑑定が受け入れられなかった事情

石川鑑定は、一審では受け入れられなかった。二審では受け入れられたが、上告審では全く無視をされている。

一審でなぜ石川鑑定が受け入れられなかったのか。一審判決38年後の2012年に、堀川恵子の取材に応じた当時永山事件の担当裁判官(右陪席)であった豊吉彬元裁判官が証言した。「石川鑑定を読んで驚きましてね。『これでは極刑は無理ではないか』と言っていた人もいたほどでした。(中略) 裁判の結論は決まっていたから排斥するしか仕方がない。(中略) ある結論を導き出すためには、ある証拠を否定しなければならない。そういう時、良いところは言わないで、悪いところを見つけて、それであえてひっくり返すと」(堀川恵子 2013: 310)。

ところが、二審では石川鑑定が採用され無期懲役判決となった。永山が被害者遺族へ慰謝金を送り続けていることが評価されたためとみられているが、永山の真摯な態度も影響している。「被告人質問。そこでは永山は、将来の希望を語った。『勉強ができない落ちこぼれの生徒を、一番優秀な生徒が面倒を見る、そんな塾をミミと開きたい』と述べた」(堀川恵子 2013: 313-314)。

#### 6) 「人としての再生」を帳消しにした「新左翼関係者」との関係

一審の後半ころから、永山の支援者の中に過激な学生運動を経験した「新左翼関係者」と言われる人々が目立つようになり、裁判闘争が展開され法廷は荒れに荒れた。一審で石川鑑定が受け入れられなかった事情の一つがここにもあった。前記の豊吉彬元裁判官は次のように語っている。「あの時法廷は荒れに荒れていましたから、もし、もう少し静かな状態で、永山さんが石川さんに語ったように、自分が犯した罪に向き合って、生い立ちから何から私たちの前で静かに語ってくれていたらどうなっていたかと、今でも思いますけどね…」(堀川恵子 2013: 310)。

新左翼関係者が多く関わるようになると、井出が呼びかけたりベラルな立場の人は去らざるをえなくなった。以後、永山は「人としての再生」から「権力との戦い」に軸足を移すこととなった。

#### 7) 考察

##### ①永山が犯罪者となる過程

犯罪者として生まれてくる人はいない、しかし、過酷な生育環境は犯罪者として育ててしまう場合がある。永山の生育環境を見ると、貧困、虐待、暴力被害、孤立などの負の要因に満ちあふれ、生命の危険さえある環境下で永山は生まれ育ってきた。

社会的な支援がどれくらいされたのか、著書では余り触れられていないが、昭和中期の時代的狀況を考えると、社会的サポートはほとんどなかったであろう。永山が犯罪者となったのは永山自身や家族の問題は大きいものの、永山を助けられなかった社会の責任も少なくないと考える。

##### ②永山はどのようにして人間性を回復しつつあったのか

徹底的に傷つけられた人が、人としての回復するためには、困難を抱えた人に共感しともに歩もうとする人との出会いが不可欠である。誰でもよいわけではない、「専門的な知識と技術を取得した人」との出会いが必要である。

秋葉原事件の加害者は、何度もSOSのサインを出し、友人、メル友などの、多くの人に相談し支援を受けてきたが、専門家や専門機関とつなごうという人と出会えなかったので結局救われなかった。(木村隆夫 2014: 83)

石川医師との出会いは、永山にとって最高の出会いであった、石川医師は傾聴を基にしながら、永山と共に考

えようとした。「人の心を傷つけるのは人の心であるが、傷ついた人の心を癒やすことができるのも、人の心である」という言葉をもう一度考える必要がある。

### ③死刑制度について考える

死刑制度について根本的に考えさせられるのが永山事件である。

永山の、逮捕されてからの変化を見ると、死刑にせざるに生涯をかけて、贖罪と凶悪事件防止のための社会的活動に従事させる方法もあるのではないかと考えさせられる。

たとえ死刑制度を残さざるをえなかったとしても、死刑の執行停止を積極的に取り入れたり、死刑の執行猶予制度を導入することも検討すべきかと考える。

もし、永山が「死刑停止」となったと仮定すれば、永山は生涯をかけて執筆活動をし、印税を遺族に送っていたであろう。著書は世界中で読まれ、凶悪犯罪防止の教育に役立てられたであろう。

## (2) 著書『絶歌』に見る神戸児童連続殺傷事件元少年Aの「人としての再生」過程

神戸児童連続殺傷事件（以下「神戸事件」と略）は、永山事件よりも猟奇的でわかりにくい事件である。ところが元少年Aが著書『絶歌』を出版した。そこには、人として再生しようとして、あがきうごめくAの姿が浮き彫りにされていた。出版後、『絶歌』は世間から罵詈雑言を浴びせられ、頒布妨害もされ、多くの公立図書館や大学図書館からも閉め出されている。以下『絶歌』を素材にしながら、猟奇的な凶悪事件である「神戸事件」について考える。<sup>(注2)</sup>

### 1) 神戸事件と『絶歌』

Aが『絶歌』を書こうとした思いは次の5点にあると読み取ることができた。⑦「自分はなぜあのような犯罪を起こしてしまったのか」の問い直し。⑧「自分はモンスターではなかった」ことの確認。⑨被害者・被害者遺族への謝罪。⑩生き直し（人としての再生）の意欲を確保できたことの確認と、贖罪感を醸造し生き続けることの宣言。⑪Aに続きかねない困難を抱えている人への犯罪（特に殺人犯罪）抑制への呼びかけ

### 2) 人との出会いが再生のきっかけ

#### ①司法関係者との出会い

逮捕されたAがまず出会ったのは、警察官、裁判官、家裁調査官、弁護士など司法関係者である。Aは、「彼らはおしなべて親切だった。僕にはその親切心が

“屈辱”でならなかった。僕は憎まれたかった。罵倒されたかった。痛みつけられたかった。おそれられたかった。他人の善意が煩わしかった。気を遣われることさえ不愉快だった」（元少年A2015：22）、と書かれているが全体として司法関係者について記述は少ない。

Aは死刑になることを目的に殺人事件を起こしている。ところが逮捕した警察官から真っ先に告げられたのは、「14歳では死刑にできない」ということであった。その後も、「どこか静かなところで死にたい」と訴えたのに、司法関係者は「生き続けなさい」と言い続けた。そのときのAは、「僕にとっての救いは『死刑』だけだった。（中略）この頃の僕は、『死ぬ』ことよりも、『生きる』ことのほうが、何千倍も恐ろしかった」（元少年A2015：15）と書いている。そのため、「生きる」ことを強要した司法関係者には怒りさえ感じていたようである。

#### ②精神科医師との出会い

一方精神科医との出会いについては記述も多い。Aは次のように綴っている、『『君はマスターベーションの時どんなことをイメージするの』。彼はのっけから確信に切り込んだ、僕は内心動揺しまくった。なぜ？なぜ分かったんだ？下手な小細工や作り話が通用する相手ではない』（元少年A2015：133）。

Aは、祖母の遺品で精通したことなどの事実は、誰にも知られなくなかったが、精神科医の前では隠し通せないとの恐れを感じた。『『人を殺して身体を裂き、内蔵を貪り喰うシーンを想像します』。（中略）やはり最初から当たりを付けていたのだ。事実のちに彼らは、『この最初の質問で事件の構図の90パーセントが把握できた』と語った』（元少年A2015：134）。

しかし、Aは精神科医には好感を持ち、鑑定面接には協力的に臨んだようである。「僕は精神科医に畏怖の念を抱いたが、同時に個人的『好感』も持った。彼の中に自分と同じ屈折した探求者のニオイを感じ取った。僕も彼もある意味自身の快樂に忠実な人間だった」（元少年A2015：135）。

#### ③精神鑑定の要点

ここで家庭裁判所に提出された、精神鑑定書の要点を紹介する。

「①精神病状態にはなく、意識清明であり、年齢相当の知的能力が存在している。②未分化な性衝動と攻撃性の結合により、持続的かつ強固なサディズムが成立して

おり、本件非行の重要な要因となった。③非行時・裁判時には、離人症状、解離傾向があるが、犯行時も鑑定時も解離性同一性障害ではなく、解離された人格による犯行ではない。④直観像素質者であって、その素質はこの事件の原因の一つである。この顕著な特性は、本件非行の成立に寄与した一因子を構成している。⑤低い自己価値感情と、乏しい共感能力の合理化・知性化としての、「他我の否定」すなわち虚無的独我論も本件非行の一因子を構成している。⑥家庭における親密体験の乏しさを背景に、弟いじめと体罰の悪循環の下で「虐待者としての被虐待者」としての幼児期を送り、「争う意思」すなわち攻撃性を備えた、未熟、硬直的にして歪んだ社会的自己を発達させ、学童期において狭隘で孤立した世界に閉じこもり、なまなましい空想にふけるようになった。⑦思春期前後のある時点での、動物の嗜虐的殺害が性的興奮と結合し、殺人幻想の白昼夢にふけり、食人幻想によって自慰をしつつ、現実の殺人を不可避であると思ひこむようになった」(木村隆夫 2013: 50-51 要約)

#### ④少年院教育と少年院専門職との出会い

少年院教育について漏れ伝わってくる情報は、⑦Aの立ち直りと再生の意欲は、少年院教育の中で醸成されたこと、④その流れは順風満帆ではなく、一時は完全に失敗したと少年院関係者の間では絶望感にさいなまれたこと、などであるが、法務省も当該医療少年院も、処遇・教育の情報は全く開示していない。それだけに、『絶歌』に期待したが、少年院教育や少年院での生活は少ししか触れられていなかった。それでも、少年院教育がAに衝撃をもたらせたことが伝わってくる。

「一度だけ精神が崩壊する一歩手前まで追いつめられたことがある。(少年院教官から被害者の父母の手記を読むよう勧められ) 2冊とも読むと僕はほとんど寝られなくなった。布団に入ると、犯行時の様子が繰り返し繰り返しフラッシュバックした。僕は次第に精神に変調をきたし、睡眠薬、向精神薬を投与された。自分が壊れていくのが分かった。このまま壊れてしまうほうが楽かもしれないと思った。狂気の海に逃げ込もうとバシャバシャもがく醜く矮小な僕に、少年院の教官たちは『それでも罪を背負って生きていくしかないのだ』と、根気強く、誠心誠意働きかけた」(元少年A 2015: 204-205)。

#### ⑤社会復帰後の支援者等との出会い

少年院仮退院後の生活状況については、細かく、詳しく、記述されている。そこでは、保護観察所関係者、弁

護士のサポートチーム、里親、協力雇用主、勤務先の仲間との交流を、Aは感謝の気持ちを込めて書き綴っており、葛藤をしながらも、社会性を日々豊かにしていくAの姿が伝わってくる。

里親のもとで人生の再出発をすることになった時のことを次のように綴っている。「(Aについてのテレビの特集番組を里親と視聴して) 番組が終わると奥さんは、まるでずっと息を止めていたかのように、深く長いため息をついた。奥さんにとってもこの番組を見ることは辛かっただろうと思う。あの時ほど、身も心も奥さんを近くに感じたことはなかった。うれしかった。奥さんがどれだけ僕と向き合ってくれていたのか、寄り添ってくれていたのか、当時の僕は奥さんの深い気持ちをきちんと受け止めることができなかった。一本当は嫌なくせに一心の中でそうつぶやきながら、自分の過去を口実にして、僕は奥さんに対して壁を作っていた。僕は最低だった。卑屈で、醜くて、人の気持ちを想像できない、歪みきった人間だった。奥さんは、僕の罪もろとも、僕を一人の人間として受け入れ、僕と僕の犯した罪に、静かに寄り添ってくれた。その体験は、今でも大事な糧となっている」(元少年A 2015: 210-212)。

このほかにも、Aの事情を知らない職場の仲間や家に招待されたところ、幼い子どもがにこにこAに接してきたが、自分が殺害した子どものことが急にフラッシュバックしたため、いたたまれず失礼な態度で同僚宅を飛び出したことなども書かれている。

#### 3) 自立への試行錯誤

Aは社会復帰後、多くの支援者に囲まれ支援を受けてきた。また、Aの前歴を知らない施設の利用者仲間や勤務先の同僚からも支えられてきたことを、感謝の気持ちを込めて記述している。ところが心の回復と併行して、このまま支援を受け続けているだけでよいのかという思いが生じてきた。その時の葛藤をAは次のように綴っている。

「保護観察終了後も、Yさんと複数の弁護士からなるサポートチームが、ボクと被害者遺族のパイプ役になり、謝罪の手紙を届けてくれたり、被害者の方からの伝言を受け取ったり、ボクに伝えてくれたり、いろいろ力になってくれた。なんの見返りもない、普通なら誰もがいやがるような難しい役所を引き受けてくれた彼らへの感謝の気持ちは当然強く持っている」(元少年A 2015: 219)。



「夜布団に入ると、真っ暗闇の中で顔の見えないもう一人の自分が、ボクにこう問いかけた。『贖罪とは何なのか、罪を背負って生きる意味は何なのか、迷いを抱え何一つ明確な答えも出せず、ただYさんたちに言われるままに被害者に手紙を書いてお前は誰に向かって償いをしているのだ』、『一生そうやって安全なかごの中で、自分の頭で何も判断せずにすむ状態で、自分の意思で何かを選択することを避け続けるのか』『他人から与えられた環境でしか生き延びられないなんて、それで、生きているといえるのか』(元少年A 2015: 220-221)。

苦悩と葛藤の結果、Aは、「他人に引かれたレールの上から飛び降り、しっかりと地面を踏みしめて、一步一步自分の足で歩き、自分の頭で考え、自分の力で自分の居場所を見つけ、自分の意思で償いのかたちを見いださなければ意味がない。そのためには、自分はどうしても『ひとり』になる必要がある」(元少年A 2015: 221)、との結論を得て自立しようと決心したようである。

#### 4) 贖罪のあり方の問い続け

Aの反省悔悟の思いと贖罪への努力は、『絶歌』の最終に「被害者のご家族の皆様にとのタイトルで、6ページにわたって綴られている。

「自分は生きている。その事実にとただ感謝する時、自分がかつて、J君やAYさん(著書では実名)から『生きる』ことを奪っていた事実、打ちのめされます。自分自身が『生きたい』と願うようになって初めて、僕は人が『生きる』ことの素晴らしさ、命の重みを、皮膚感覚で理解し始めました。そうして、J君やAYさんがどれほど『生きたい』と願っていたのか、どれほど悔しい思いをされたのかを、深く考えるようになりました」(元少年A 2015: 291-292)。「生きることは尊い。生命は無条件に尊い。そんな大切なことに、なぜ自分をもっと早く気づけなかったのか。それに気付けていれば、あのような事件はおこさずに済んだはずです」(元少年A 2015: 292-293)。6ページにわたって綴られたAの被害者への思いは、「魂からの叫び」と言うことができる。

#### 5) Aに続きかねない人へのメッセージ

最後にAは、過去のAの行為を英雄視して受け止めたり、生きることに絶望して死刑となることを願う人たちにメッセージを送っている。ニュース番組の中で、十代の少年が「なぜ人を殺したらいけないのか」と問を發したのに、ゲストの作家やコメンテーターの誰もが、説得力ある答えができなかったこと取り上げて、Aは次の

通り答える。

『『どうしていけないのかわかりません。でも絶対にしないでください。もしやったら、あなたが想像しているよりも、ずっとあなた自身が苦しむことになるから』。こんな平易な言葉で、その少年を納得させられるとはどうい思えないが、少年院を出て11年間、重い十字架を引き摺りながらのたうち回って生き、やっと見つけた唯一の、僕の『答え』だった。どんな理由があろうと、ひとたび他人の命を奪えば、その記憶は自分の心と体のいちばん奥深く焼き印のように刻み込まれ、決して消えることはない。何より辛いのは、他人の優しさ、暖かさに触れても、それを他の人たちと同じように、あるがままに『喜び』や『幸せ』として感受できないことだ」(元少年A 2015: 282)。

その後の動向については伝わってこない。一部のネット・メディアや週刊誌などでAに盛んに挑発をかけて再犯をさせようという、異常な報道が一時見られたが、Aが再犯をしたというニュースは入っていない。

#### 6) 考察

##### ①死を願う心が凶悪犯罪を招く

Aは小学生の頃から、自分が異常だと思い、死ぬことばかり考えていた。「人を殺して死刑になる」ことを決意してJくんを殺害したが、その動機はJくんを道連れにする事実上の無理心中計画であったことが『絶歌』から読み取ることができる。自死と殺人は表裏の関係である。NO.1の20事例でも、秋葉原事件のように、死刑になることを目的に殺人を行ったケースは5事例を数える。

##### ②Aの人間再生への歩み

Aは「死ぬことよりも生きることの方が何千倍も怖かった」と語っているがAの人間再生の歩みは、死よりも何千倍も怖い生と対峙するところからスタートした。『絶歌』でも各処に、Aが苦しみのたうち回りながら、生き続けようとする姿が描かれている。永山事件では、人間再生の場は獄窓の中であった。ところがAは、支援者がいるとは言え、社会の中で再生を図らなければならなかった。

##### ③加速度を増す社会の厳しさ、冷酷さ

永山の死刑判決に対する世間の動きと、『絶歌』出版時の世間の動きは全く異なっていた。永山が出版した『無知の涙』は出版妨害もされることなくベストセラーとなった。ところが、『絶歌』の出版に当たっては、被



害者遺族の承諾を得ていないことを理由に非難報道が集中的に行われ、公立図書館での受け入れ拒否を求めるなどの、事実上の頒布妨害が行われた。

#### ④少年 A は一人ではない

神戸事件は、確かに猟奇的な特異な事件であったが、困難を抱えた少年の支援を行っている、A に共感し「尊敬している」とさえ語る少年が少なくないことに驚かされる。また、次項で紹介する土井ホームの E 男は、幼少期から A と似通った生育史と逸脱行動を重ねており、「少年 A」は社会のあちこちにいると考えられる。

### (3) あるファミリー・ホームにおける「人としての再生」支援実践

#### 1) 土井ホームの概要

「土井ホーム」とは、主宰者土井高德が、家族ぐるみで青少年の回復支援を行っている治療的専門里親のファミリー・ホームである。虐待・精神障害・発達障害・貧困などの困難を幼少期から抱え、様々な行動障害を発現したために、家庭で生活できなくなり、保護された施設でも不適応を起こすなどして引き受け手のなくなった、子どもたちを積極的に引き受けている。

土井ホームにやって来る青少年について土井は次のように語っている。「『野戦病院ですね』、土井ホームをそう評する研究者や実務家は多い。世界には、9歳10歳で戦場にかり出され、戦う少年兵がいる。わが家に来る子どもは、家庭という戦場で傷ついた少年兵たちだ。他者への基本的信頼感という骨を打ち砕かれ、安全感という皮膚を切り裂かれ、血だらけになって運ばれてくる」(土井高德 2010: 141)。

「直己(仮名)は行き場がなくわが家にやってきた。やがてその腕に切り傷があることに気づいた。『親父に包丁で切られた』と言って、熱湯をかけられた傷跡がのこる背中も見せた。(中略) いつ殴られるかも分からない環境では、子どもは常に警戒モードの、『過覚醒』状態に陥り、多動になってしまう。その結果、非行となるケースがある」(土井高德 2008: 74-75)。

土井ホームで引き受ける青少年の中には、福祉施設や更生保護施設でもてあまされ、どこも、誰もが、引き受けをためらうケースも少なくない。「常習累犯の直己もまた、19歳の人生の半分以上を施設ですごしてきた。児童相談所の一時保護、複数回の児童自立支援施設でも非行が止まらず、少年院も2回経験している。その少年院を出ても帰るところがなく、わたしに引き取りを求

められた。両親はもとより4カ所の更生保護施設も拒否する深刻な非行に躊躇した」(土井高德 2008: 75)。

躊躇しながらも土井は直己を引き受けている。土井ホームでは時間をかけた青少年との関わりが進められる。激しい問題行動を繰り返し、警察、児童相談所などを振り回し、児童自立支援施設でも落ち着けなかった子どもでも、長い継続的な関わりの中で成長し変わることを土井は確信しており、次のように語っている。「心身共に傷つきわが家にやってきた子どもたちは、内面の葛藤を克服し、やがて素晴らしい成長を見せ、自ら希望と回復の道を歩み始めます。そうした成長はわたしたち家族の関わりはもちろんですが、何より子どもたちの内面にある可塑性と復元力によるものです」(土井高德 2008: 10)。

#### 2) 土井ホームで生活し支援を受けた青少年

土井著『青少年の治療・教育的援助と自立支援』では、土井ホームで生活した青少年のプロフィールと生育史等が紹介されているが、なかには、本論及び NO.1 で紹介した青少年等と、生育史や非行・犯罪傾向で類似性や共通性が認められる青少年がいる。

まず、同書でとりあげられている6事例を紹介する。(処遇期間は2002～2008.11)

① A 男—虐待的な養育環境に育ち、心的外傷から解離性障害を見せたケース

【概要】両親とも知的障害あり。父親からの身体的虐待、母親からのネグレクトで15歳に入所。精神症状を見せ精神科に入院、退院後ホームでの言語化支援などで良好転帰、各種手帳を取得して、6年半後に退所し就労実現(入所期間7年6月)、退所後も週末はホームですごしている。

② B 男—虐待と ADHD の重複による衝動統制の困難さから激しい非行を示したケース

【概要】A 男の弟。15歳で入所、激しい攻撃性を見せ周囲と対立を繰り返す。家出を繰り返し、精神科医から反社会性人格障害と診断される。少年院に送致されたが帰り先がなくホームに再入所。6年4月後に就労退所したが解雇され4度目の入所。(現在在所中)

③ D 男—虐待的な養育環境の影響で激しい行動化と病的解離を示したケース

【概要】母は精神疾患で長期入院、本児は措置された児童養護施設で虐待被害を受けるが、加害者に転じて施設退所となり、16歳に土井ホームに入所。入所後もホー

ムで激しい暴力行為や窃盗未遂、夜間徘徊などを繰り返したが、2年4月後に高校卒業をして就労退去（入所期間3年）。

④ E 男—広汎性発達障害を有し、深刻な他害行為に及んだケース

【概要】4) で詳細を紹介する。

⑤ F 男—アスペルガー障害、虐待的な環境で触法行為を示したケース

【概要】母親のネグレクトと身体的虐待のもとで育つ。窃盗で少年院に送致され、退院後17歳でホームへ入所。こだわりの強さや対人関係の回避が目立つ。児相でアスペルガーと診断される。ホームでは安定した生活を送り、3年遅れで高校入学（入所期間3年2月・在所中）。

⑥ G 男—高機能自閉症があり、家庭、学校、児童相談所で他害行為に及んだケース

【概要】家庭内では母親と包丁で渡り合ったり、自殺企画を繰り返した。学校でも突然同級生に暴力を振るう。少年補導センターの職員にも暴力を振るう。14歳に入所。ホームに入所後は落ち着き、学校に復帰し高校にも進学したが、親元に帰住後、対人トラブルから高校中退。（入所期間1年半）（以上 土井高德 2009：129-130）

### 3) 6事例のうち本論及びNO.1と類似した事例

上記の6事例のうち、4事例が本論及びNO.1で紹介した事例と類似性・共通性が見られる。ただし、本論等の事例はすべて凶悪事件を敢行しており、うち永山則夫と秋葉原事件Kは死刑が確定し執行されている。一方、土井ホームで紹介された事例はすべて凶悪犯罪までには至っていない。

① A 男【秋葉原事件の加害者Kと、共通点・類似点が見られる】

秋葉原事件Kは、幼少期から母親による激しい虐待を受けて育ち、高校・大学でも自尊感情を持つことができず、就職しても被害妄想等により続けられなくなり転職を繰り返している。常にえん世観を抱き、自殺企画、自殺未遂を繰り返し、時には解離状態となるところがA男と共通する。

相違点は、Kが知的能力はかなり高いのにくらべ、A男は知的障害と認定されていることである。2人の決定的違いは、Kは専門的支援を全く受けずに凶悪事件を敢行しているが、A男は土井ホームとつながることで、精神科医療をはじめ、様々な支援を受けることができ、凶悪事件にまでは至っていないことである。

② B 男【永山則夫に類似点が見られる】

永山とB男は、共に生命の危険性まで伴う酷い虐待を受けている。そのため、2人とも、解離症状や意識障害を発症することもあったようである。さらに、思春期になってからの激しい逸脱行動や、精神疾患あるいは人格障害の発現も共通する。

相違点は、B男が、土井ホームとつながったことで精神科医療を受けることができたこと。それでも、治療を拒否し逸脱行動を繰り返して、少年院に収容されている。

永山は、保護観察処分は受けているが、1965年ころなので行き届いた支援はなされていないと思われる。決定的な相違点は、永山が偶然拳銃を手に入れたことである。B男はその機会はなかったが、もし入手していたとしたら、どうなっていたか分からない。

③ D 男【本論のXと共通点、類似点が多く見られる】

双方とも父親からの酷い虐待を受けている。Xは母親の自殺、D男は母親の精神病院入院で母親不在の状況で生育していること、学校や施設で耐えられないいじめを受けてきたこと、その反動として、思春期になると暴力加害者に転化し、酷い暴力を周辺に加えたことなどが共通する。

相違点としては、凶悪事件化の防止について、Xは「小さい犯罪」を起こして刑事施設に逃げ込むというスキルを獲得したが、D男は、ホームで暴れたときには、警察官を呼ぶなどの強固な枠組みを架せられて沈静化させられている。

④ E 男【神戸事件元少年Aと共通点・類似点がいくつか見られる】

詳しくは次項で論じる。

4) 事例研究 E 男—広汎性発達障害を有し、深刻な他害行為に及んだケース—

① E 男のプロフィールと生育状況

E 男は東京で父母と生活していた。2歳半の時自宅が全焼したが、原因はE男の火遊びではないかと親戚では見ていた。その後、父母が離婚し父方祖母の手で養育されることとなったが、この祖母が衝動性の激しい人で、E男に密着し独占しようとしたので、家族内では祖母のE男への「異常な執着」が問題になったりした。

E 男は幼少期から視線を合わせず、会話は3歳ころまでは成り立たなかった。多動傾向が見られ、飼っていた鶏へのいじめを禁止されても止めようとしなかった。

5歳の頃は、「近所の家に勝手に上がり込む」「一人で一方的にしゃべり続ける」などの行為が見られた。療育センターからは、発育の遅れが指摘され、「伝音性難聴(軽度)、情緒障害」と診断された。

小学校入学後は、学習について行けず、衝動的に同級生を叩くことがあった。10歳ころから問題行動が頻発し、同級生を殴ったり、教師に物を投げつけたり、教室を勝手に飛び出すという行為が見られた。

中学入学後は、理科の実験中同級生にやけどを負わせる行為があった。動物や昆虫への虐待は幼少期からあったが、中学になってからは頻発するようになった。

中2に精神科を受診し「広汎性発達障害、ADHD、行為障害」と診断されているが、診察を待っている間に生爪をはがしている。受診後、児童相談所に一時保護をされたが、保護所からシーツをロープ代わりにして抜け出すという行為があった。暫くして、児童相談所は土井ホームに里親委託を行った。

#### ②第1回目の入所後の経緯(14歳5月～15歳3月)

入所後同居少年の携帯を無断使用する、言語的指示が入りにくく込み入った会話には付いていけない、学力は低く中学校ではボーっとしているなどの行動が見られた。

ホームではE男に対して次のように実践方針を立てた。㉗「安全の保障」安全で安心感ある環境の保障。㉘「モデルの提示」土井夫婦をモデリングさせ、具体的な行動や生活のスキルを学習させる。㉙「行動の修正」評価を目に見える形で示し、行動の修正を図る。

その後も行動が修正されず問題行動を頻発したため、行動療法である、「トークン・システム」<sup>(注5)</sup>や、「タイムアウト」<sup>(注6)</sup>によって行動の修正を図ろうとしたが、スプレー缶から炎を噴射させる、注意した同居人に物を投げつける、近所の自転車を盗む、などの激しい問題行動を繰り返した。

#### ③深刻な発達上の課題の浮上と少年院収容(15歳4月～16歳3月)

その後も再三の無断外出・外泊、喫煙、万引き、火遊び、無免許運転の逸脱行動が止まらなかった。児童相談所で一時保護をしても解除後は同様な行動を繰り返し、児童自立支援施設への措置を行ったが、3日目に無断退去をして地元に戻り、窃盗、恐喝をして逮捕された。さらには、恐喝被害者のうちの4人には、ライター・オイルをかけて火を付けている。土井はそれでも家裁に在

宅処分を求めて、ホームでの指導を継続することを考えていたが、被害者にライター・オイルで火を付けたときに、笑い転げていたと聞き、少年院送致もやむなしと判断した。

E男は、土井ホームから片道2時間かかる少年院に収容された。土井夫妻は、毎月少年院を訪れ面会を重ねたほか、48通の手紙を交換して支援を続けた。出院後の帰住についても、家族をはじめ引き取り手がないことから、ホームで引き取ることになった。

#### ④2回目の入所(16歳5月～17歳1月)

少年院から仮退院して再入所した。初めのうちは少年院で学んだ生活習慣を反映してまじめな生活態度であったが、2週間も過ぎるころから生活が乱れ、同居少年への暴行などの問題行動を繰り返したうえ、同居少年3人と無断退去・家出を行った。ところが、家出中も不思議なことに、毎日ホームに電話をしてきている。その後、土井の説得に応じて帰宅した。帰宅後、保護観察所、児相と協議をして大阪の福祉施設に預けることになったが、施設関係者への激しい暴言や昼夜逆転の生活が続き引き取りを求められた。

#### ⑤第3回目の入所(17歳2月～)

E男の再々入所に当たり、土井ホームでは次のような処遇方針を立てて臨むことにした。㉚強固な限界設定とモデルの提示による自己コントロール力の回復、㉛ホーム内の相互交流の促進による社会性の向上、㉜社会参加による自立支援である。

受け入れに当たって入居している青少年の意見を聞いたところ、「肉食動物と草食動物が一つのオリで生活できると思いませんか」などの反対意見があったが、土井は「麻醉銃を撃つから心配ない」と問題行動には厳しく対処する方針を示し、E男にも暴力は絶対に許さないことを確認して受け入れることにした。

E男への指導の方法についても、行動療法の技法を取り入れた、「CCQの原則」<sup>(注3)</sup>や「壊れたレコードテクニック」<sup>(注4)</sup>などの方法をとった。

3度目の入所は、以前とは異なった態度が見られた。年少児や高齢者の支援を任せたと、前向きな態度を見せ、特に高齢者の介助では素晴らしい動きを見せたので、それを賞讃すると行動にも変化の兆しが見えるようになった。

18歳直前に高校を受験して合格、午前中は塗装の仕事について働き、夕方は定時制高校に通学している。一



段と落ち着きを見せたE男は、「非行は卒業しました」と語っている。(以上、土井高德 2009:170-192 筆者要約)

#### 5) E男と神戸事件元少年Aの類似点と相違点

##### ①祖母との関係

E男の祖母は、E男に執着していたと言われている。元少年Aも、祖母との関係が密着状態であった、ただ、この状態が生育上の負因となっていたかどうかは不明である。

なお、元少年Aは、祖母との死別後に逸脱行動が激化している。

##### ②動物虐待

両名とも、幼少期から思春期にかけて、昆虫や小動物への虐待行為が見られる。

##### ③激しい他害行為

両名とも、思春期初期の激しい他害行為が見られる。元少年Aは、時計を手に巻いた拳固で同級生を何度も殴っている。その後、中学教師に「人の命がそんなに大切ですか、アリやゴキブリと一緒にやらないですか」とも述べている。

相違点としては、E男は、再三火を使った危険行為を繰り返しているが、元少年Aはそのような行為は確認されていない。

##### ④精神上の問題

元少年Aは精神鑑定で、「性的サディズム」「直観像素質者」「解離傾向」「虚無的独我論」「虐待者としての被虐待者」などと診断され、E男は、「広汎性発達障害」「ADHD」と診断されている。「虐待者としての被虐待者」と「解離傾向」はE男にも当てはまるとされる。

##### ⑤年齢不相応の幼児性

凶悪事件を起こした青少年には、年齢不相応の幼児性が見られることが多い。元少年Aは、中学生になってもぬいぐるみに囲まれないと安眠できなかったようであり、秋葉原事件Kは小学校高学年まで夜尿症があった。E男について同様の行為がなかったか、確認したい事項である。

##### ⑥凶悪犯罪実行前の支援

元少年Aについては、父母、学校、児相などが対応を検討したが、有効な対策ができないままに、凶悪事件への暴走を許してしまった。E男については、土井ホームが暴走防止の有力な防波堤となったと認められる。

#### 6) 考察

土井ホームでは、「社会に衝撃を与える凶悪犯罪」を起こした青少年に類似する生育環境下に置かれていた青少年を、幾人も受け入れながら、彼らなりの成長と改善を実現している。なぜ、土井ホームでは青少年が成長するのかを下記の通り考察した。

##### ①対人支援のための知識と技術を身につけた援助者の存在

土井高德の著書を見ると、青少年支援のための知識や技術を意欲的に学び、実践に取り入れていることが伝わってくる。対人支援のためには、経験の蓄積も大切であるが、新たな知識や技術を学び取り、実践で活かしていくことの大切さを、土井ホームの実践は教えてくれている。

##### ②縦割の制度と対策を越えた一貫した支援実践

縦割制度の弊害が指摘されながら、非行者・犯罪者支援の制度は、児童福祉・少年司法・刑事司法と見事な縦割りになっており、当然携わる専門職も機関や施設もその都度変更されるが、当事者となる青少年は一人である。土井ホームでは、E男の事例で見ると、縦割制度を越えながら継続した支援を続けている。

##### ③措置変更等が実施されても「見捨てない」姿勢を貫く

土井高德は、常々「受容と愛情だけでは立ち直りは実現できない」と語っている。そのためには、「土井ホームの憲法」を守らせるなどの「強固な境界の設定」を行っているが、逸脱行動が激化した場合は、児相による児自施設への変更などの「措置変更」や家裁の審判での「少年院送致」も生じる。ただ、その後に土井ホームへの再入居希望があれば受け入れ、決して「見捨てない」支援方針を貫いているので、E男のように、何度か目の入居で変わろうとする青少年も出現する。

##### ④地域の児相、家裁、観察所、警察、精神科病院等との常時連携

土井ホームでは、児童福祉、少年司法、刑事司法、医療機関などの、機関・施設・専門職との日常的な連携を実施しているが、その支援協力も有効に働いている。

#### 3 凶悪事件を行った青少年の「人としての再生」支援のあり方

##### (1) 青少年はなぜ凶悪事件へと追い込まれるのか

青少年はなぜ犯罪非行を行うのか、凶悪事件へと追い込まれるのか、構造的に考えたのが図1である。非行の流れを「成長のつまずきとしての非行・問題行動」



と、「発達の歪みとしての非行・問題行動」に分けて考えているが、本論で述べる非行はすべての「発達の歪みとしての非行」である。非行や問題行動の多くは、思春期・青年期に発生する。思春期への到達年齢は個人差が大きい、通常10歳前後からとされている。思春期・青年期の青少年は、図1に示したように、「思春期・青年期の壁」「社会的困難」「個人の抱える困難」という3つの障壁に向き合わなければならない。青少年個人では対応できない高い壁であるので、「家庭」「学校」「地域社会（支援の制度・支援施設・支援専門職も含む）」の支援を受けることが必要となる。ところが、本論等で事例とした青少年の生育環境は、話にならないほど劣悪な状態に置かれている。永山則夫を見ると一目瞭然であり、3つの障壁に加えて、「劣悪で暴力的な家庭環境」「何も助けてくれない地域環境」の、2つの障壁までが加算されている。

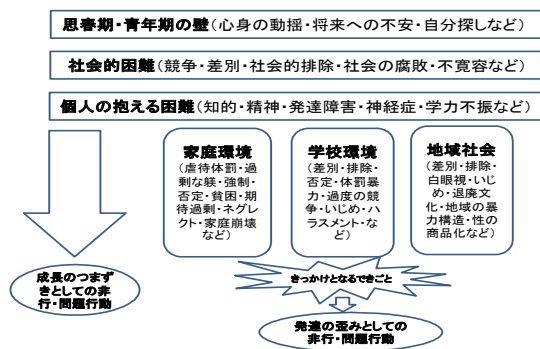


図1 非行・問題行動の流れ

ただし、青少年の非行で人の生命にまで危害を加える凶悪犯罪にまでいたる事例は極めて少ない。どのような状況におかれた青少年が、凶悪犯罪へ進行するのかについて、筆者はガス爆発をモデルに考えるとわかりやすいことに気がつき、考えついたのが図2の「燃焼ガスモデル」である。困難を抱えた青少年は、社会の中で様々な困難に直面する。不安・不満・苛立ちが蓄積する。次第に大きくなり爆発寸前にいたる。この状態を「いっぱいいっぱいになった」と表現する青少年は多い。

この状態から抜け出すためには、「ガス抜き」が必要となる。「ガス抜き」には、「健全なガス抜き」と、「逸脱したガス抜き」がある。「健全なガス抜き」とは、相談所を訪れたり、信頼できる人に相談して解消することであるが、孤立無縁の状況で非行・問題行動を繰り返し

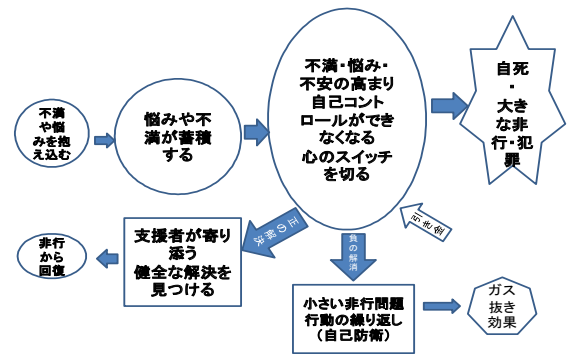


図2 非行・問題行動への高まりー燃焼ガスモデルで見る一

ている青少年には無理な話である。そこで大半は「逸脱したガス抜き」を行うことで、苦境を乗り切ろうとする。本論で紹介したXは、社会生活が苦しくなるとけんかをし、実刑判決を受けて刑事施設に逃げ込んでいる。Xの「小さな犯罪」は、大きな犯罪を起こさないための「逸脱したガス抜き」ではなかったのかと考えられる。

本論及びNO.1で紹介した事例は、「ガス抜き」ができないままに、凶悪犯罪に追い込まれた事例が大半である。なかでも、「未成熟型犯罪」11事例と「自己否定型犯罪」5事例の計16事例で凶悪犯罪に至る前に非行歴があったのは「大阪姉妹殺人事件」の1例だけであり、逆に、学業成績が良いとされていたのが14事例に及ぶなど、「逸脱したガス抜き」さえできないなかで、不満などが蓄積し、爆発するかのように凶悪事件に至ったと考えられる。

図2では、右端に「自死・大きな非行」と表示している。凶悪犯罪と自死は紙一重の差である、追い詰められた青少年でも、凶悪犯罪ではなく自死を選択した場合のほうが多いのではないと思われる。前記16事例のうちで「自死・死刑願望」が見られる事例が6事例、死刑となるために事件を起こした事例は5事例である。

永山則夫は19回自殺を試みている。秋葉原事件のKも何度か自殺を試みているが、ことごとく失敗したため、殺人をして死刑になろうと思ひ詰め、携帯掲示板に「やりたいこと…殺人…夢…ワイドショー独占」「幸せになりたかった」と書き込み、集団殺傷事件を敢行している。(木村隆夫2014:78)

自死と凶悪犯罪化を分ける流れで、図2の右下に「引き金」と表示しているように、「引き金」となるできごとに出会うかどうかでも大きく影響する。秋葉原事件の

Kは事件前に、派遣切りを通告されたと思い込み、それが「引き金」となったと言われているが、犯行の少し前に起きた、「土浦市荒川沖駅前無差別殺傷事件」と「岡山駅突き落とし事件」に影響を受け、携帯掲示板に「『誰でも良かった』なんか分かるような気がする」と、加害者に共感する書き込みをしており、両事件も引き金となっている。（木村隆夫 2014：78）

永山則夫は、自死を何度も企て、死に場所を探しているとき、偶然拳銃を手にしたことで、文字通り引き金を引き射殺事件を重ねている。

図2については、20事例のすべてがこれで説明できるものではない。「反社会性型犯罪」である「相模原市障害者施設集団殺傷事件」は、確信を持って行われた事件で該当しない。「未成熟型犯罪」と分類した中にも、表面的には葛藤もなく淡々と殺害に及んだように見受けられる事件もある。「会津若松母親バラバラ殺害事件」の加害者である少年は、SNSで「ボクは犯してはならない罪を犯しました」「理由ですか？ただなんとなく」「あえてあげるなら自己実現」（木村隆夫 2019a：15）と書き込んでいる。この言動はあくまで表面的な「仮面」をかぶった状態で、石川医師が永山則夫に向き合ったように、この少年と接していけば、実際の姿を見せられると思われるが、本当に葛藤もなく犯罪を行っていたのであれば、他のモデルを検討する必要がある。

(2) 凶悪犯青少年の「人としての再生」はどのようにしたら実現できるのか

青少年の凶悪事件について「心の闇」というフレーズが頻繁に使用されている。闇の中にいる青少年であるから立ち直りは難しい、死刑をはじめとした厳罰をどんどん行い、社会から彼らを隔離し、生命もろとも排除することが必要であるなどと喧伝されてかなりの年月が経った。

しかし、本論では「心の闇を抱えた青年」とみられていた永山則夫が、石川医師の治療的鑑定面接で心を開き、作家として活躍するまでに変化している。神戸事件の元少年Aも、七転八倒の苦しみを経て、「人としての再生」に向けて努力しつつある姿を著書『絶歌』に見ることができる。さらに、「土井ホーム」では、永山則夫や元少年Aと同じような困難を抱え、同じような行動傾向のある青少年を受け入れ、「人としての再生と自立支援」を辛抱強く行っている実践を見ることができる。

図3は、非行や犯罪を行った青少年が、逮捕されて

処罰を受ける経過の中で、司法関係者と出会い、少年院などの施設で立ち直りのための教育を受ける中で変化していく状況を図示したものである。

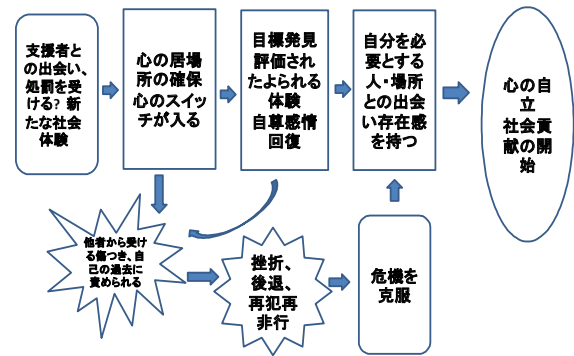


図3 非行・問題行動の克服支援1

最初は心の居場所の確保と心のスイッチをオンにすることである。「心のスイッチをオンにする」とは、まず、よく考えてから行動すること、善悪のけじめを付けることである。「次は、目標を作り上げ、人に頼られる体験をして、自尊感情を回復していくことである。土井ホームのE男は、どうしてもならないような荒れた経過をたどりながらも、再々入所に当たって、年少児や高齢者の世話を任せられ、前向きに行って褒められたことにより大きく変化している。第3段階は、自分を必要としてくれる場所や人と出会って生きていく確かな存在感を獲得することである。

ところがこの流れが一直線に進むことはまずない。青少年たちはまず自分の過去に責められる。支援者たちは、受容・傾聴だけで対応しておれば良いわけではなく「いうべきことはいう」ことが必要となる。困難を抱えた青少年たちは、善意の忠告を被害妄想的にとらえることが多い。いわば危機状態が展開することとなり、時には再犯・再非行となってしまうこともある。土井ホームの素晴らしさは、期待通りに行動しなくても「見捨てない」という基本を貫いていることである。E男は、14歳5月から執筆時（18歳）まで3度にわたって受け入れられている。

E男の処遇記録では、E男の土井ホームから見捨てられたくないという心情が見えている。2回目の入所後、他の3人の少年と家出をしているが、家出中毎日電話をしてきていること、大阪の福祉施設に預けられたときには、施設関係者に「殺したるぞ」「山に埋めたるぞ」

などのすさまじい暴言を浴びせているが、ひとえに土井ホームに戻りたいがための行動ではなかったかと思えてくる。

図4は、図3で示した青少年と支援者との関係に加えて、心の動きと、支援段階・支援方針をセットにして図示したものである。青少年の心の動きとしては、①ためらい・探り、②試し(反抗・拒絶・無視)、③信頼関係の確立・依存の強まり深まり、④成長と自立の流れが見られる。土井ホームのE男の行動を見ると、「試し」の期間が異常に長かったようにも感じられるが、その後の、「信頼関係の確立」にようやく到達したようである。神戸事件の元少年Aも同様に、「試しの時期」が長かったようであり、困難が大きかった青少年ほど、「試しの時期」が長いようである。E男、永山則夫、元少年Aの心は、冬の長い北極圏におかれているようなものかもしれない、そのため「試しの時期」が長くなるが、その後に来る「信頼と依存の時期」と「成長と自立の時期」という人生の春と夏は、素晴らしい季節となってもらいたいものである。

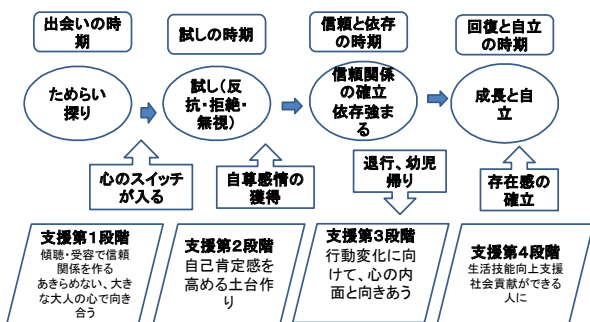


図4 非行・問題行動克服支援2

#### 4 まとめと今後の課題

##### (1) 見えてきた凶悪犯罪への流れ

「理解しがたい凶悪犯罪」「心の闇で何も見えない」といわれた青少年の凶悪犯罪でも、当事者の青少年とていねいに向き合いながら、傾聴を基本にして、共に考える努力を重ねることで、見えなかったものが見えてくることが、石川鑑定から確認できる。

猟奇的殺人と騒がれ、「心の闇」のフレーズを広げた神戸事件でも、犯罪に至った背景、動機、心理などが精神鑑定などでかなり見えていたが、著書『絶歌』によってよりはっきりと理解できることとなった。

本論で検討した4事例の青少年等で共通しているこ

とは、幼少期から虐待を受けていることである。特にXと永山は、生命の危機を招きかねない酷い虐待にさらされてきている。虐待は魂の殺人とも呼ばれている。「心の闇」とみられる心を閉ざした状態は、これ以上の被害を受けないための自己防衛の手段ではないかと筆者は考える。

NO.1では、凶悪犯罪の20事例を提示したが、非行歴はもとより補導歴さえない事例が17事例をしめていた。さらに、勉強もでき学校や周囲でも問題を感じさせない「よい子」と見られていた青少年が、いきなり殺人などの凶悪事件を起こした事例が9事例を占めていた。「よい子」がなぜ凶悪犯罪を起こすのかについて、筆者は「燃焼ガスモデル」(図2)を考えた。このモデルで理解できる事例が多いものの、当てはまらない事例もあるので、なお研究を深める必要がある。

##### (2) 確信が持て始めた凶悪犯青少年の回復・再生支援

永山則夫については、前述の通り死刑になる直前まで、塙の中という限られた空間で、可能な限りの努力を重ねていたことが確認できた。

神戸事件では、鑑定人(精神科医師)は、Aは回復不可能と見立てていたようである。担当裁判官であった井垣康弘が審判での状況を紹介している。「最後に母親が鑑定人に質問した『この子は立ち直れるのでしょうか』。『わずかなパーセントかもしれないが、その可能性はあります』」(井垣康弘2006:48)。

ところが、『絶歌』では、「人として再生」しようと七転八倒しているAの姿を見ることができた。たとえ、大きな困難を抱えた青少年でも、可塑性と回復力があることを改めて学ぶことができた。

土井ホームの実践からも学ぶところは多い。本論やNO.1の事例によく似た困難を抱える青少年を多く受け入れ、凶悪犯罪化を防止し、人としての回復や再生の支援を、地道に続けている、こうした民間ホームが存在することに、勇気と確信をもらうことができた。

以上のように、対人支援活動への情熱と、人間諸科学に裏打ちされた知識や技術を持って、辛抱強く向き合えば、凶悪犯罪を行った青少年といえども変化を生み出すことができることを、関係諸氏の実践から学ぶことができた。

##### (3) 被害者と向き合わせることの大切さ

凶悪事件を起こした加害者に被害者のことを考えさせ、被害弁償、被害慰謝、謝罪などについても計画させ



ることが大切である

永山則夫が何も語らずに、死刑を受け入れようとしていたのが、被害者遺族の事情を知り、「遺族に慰謝金を送らなければならない」との思いをするようになってから、大きく変化したこと、神戸事件元少年Aが、少年院で被害者の両親の手記を読むことで、一時は精神的に不安定になりながらも、贖罪を続けながら、「生き直し」を行う決意をしたことなど、回復・再生のためには避けて通ることはできない課題である。

実際には、経済的問題や被害者本人や遺族の拒否感情が強く難しいが、永山事件・神戸事件では、弁護士などのボランティアが遺族に接触して、謝罪の手紙や慰謝金を渡しているように、当事者や家族だけに課すのではなく、支援のプログラムの中に取り入れていく必要がある。

#### (4) 凶悪事件犯罪者の再生支援についての今後の課題

##### ① 死刑制度の見直しを望む

凶悪事件を起こした青少年の回復支援をはかる上で、最大の支障となっているのが死刑制度である。「死刑になるかもしれない」という恐怖のもとでは、回復支援は成り立たない。一方、死刑になりたいために凶悪事件を起こすケースも少なくはなく、NO.1でも、秋葉原事件をはじめとして、死刑目的に殺人事件を行った事例が5事例もあり、それ以外でも、「池田小学校集団殺傷事件」など多くを数え、死刑の威嚇効果にも疑問が出ている。

死刑廃止は今や国際的な流れとなっている。わが国で、ただちに廃止することは困難であったとしても、当面死刑の停止を積極的に行うことや、死刑の執行猶予制度を導入する方法もある。特に、死刑が執行された永山則夫や秋葉原事件Kの逮捕後の劇的な変化を見ると、「無期刑ではだめなのか、それでも死刑を行わなければならないのか」と、疑問を感じるのは筆者だけなのだろうか。

##### ② 支援者のメンタル支援

先に述べたが、精神科医師石川義博は、永山が精神鑑定書を見て「自分のものではない」と受け入れようとしなかったことに挫折感を抱き、以後犯罪鑑定人としての仕事から手を引き、その後、鑑定の要請があっても一切応じなかったと伝えられている。<sup>(注7)</sup>

石川が追い詰められ挫折したのは、孤軍奮闘という形態で鑑定作業に当たっていたからではないかと考えられる。凶悪事件犯罪者の回復・再生支援には、チームによ

る支援と適宜のスーパービジョンなどの、支援者が挫折しないための支援制度の構築が求められる。

##### ③ 包括支援体制の整備

土井ホームの活動について検討したとき、司法の縦割制度の弊害について指摘したが、本論等で取り上げた事例はどれも大きな困難を抱えており、社会適応には長い時間が必要であることが明らかになっている。

そのためには、縦割制度から一人の対象者を、幼少期から成人期に至る社会適応できるまでの、継続した息の長い「包括支援体制」が必要となっており、優れた実践者や福祉法人の中には、更生保護施設や自立準備ホームを経営しながら、障害者支援事業所や高齢者施設を併設して息の長い支援を続けている事例もある。

こうした努力を、少数の先覚者に任せておくのではなく、児童福祉・少年司法・刑事司法を包括した「包括支援制度」の新設が求められている。

##### ④ 支援のための情報と処遇記録の限定的な開示を

凶悪事件を行った人の再生過程の検討は、裁判所や法務省から情報がほとんど公開されないため困難を極めている。読売新聞は、「(龍谷大学浜井教授は)施設に入ってから出所後の支援体制まで一貫して、家裁や少年鑑別所、精神鑑定に関わった精神科医らが情報を共有し、チームとして持続可能な支援体制を検討することが重要と訴える」(読売新聞長崎版2023.7.2)と報道している。神戸事件では、神戸家裁が限定的に精神鑑定等の情報を開示しているが、当事者や家族の個人情報の保護などに配慮しながら、必要最低限の情報を関係機関や専門家で共有できる仕組みを構築する必要があると考える。

#### おわりに

NO.1は2019年に発表した。直ちにNO.2作成に取りかかる予定であったが、本務の日本福祉大学を定年退職したことや、その後、居住地で様々な役職に就任したことなどの一身上の変動などから執筆が大幅に遅れたことをお詫びする。

NO.1で予告した、犯罪被害者と加害者が向き合う修復的司法についても触れたかったが、力不足から触れることができず課題として残すこととなった。今後も、臨床体験と研究を進め、NO.3として発表できるよう努力したい。



## (注記)

- 1 X氏についての記録は、本人が特定できないように、個人情報にかかる事項は極力削除し、生育歴と犯罪歴は、本質を損なわない程度の加工を行った。さらに、原稿はX氏に閲覧していただき、加除訂正をしたものを掲載した。同氏から「公表してかまわない」との同意書をいただいている。X氏のご協力に心から感謝する。
- 2 神戸事件については、引用・参考文献のうちの、木村隆夫(2013)、同(2018)で、秋葉原事件については木村隆夫(2014)で、詳しく検討しているので各論文も参照されたい。
- 3 CCQの原則—発達障害の子どもに注意するときの原則、大きな声で叱っても、攻撃されていると取られて逆効果でしかない。落ち着いて(calm)、近くで(close)、静かに(quiet)の方法で向き合う技法。
- 4 壊れたレコードテクニック—子どもの感情に振り回されずに、淡々と同じようなニュアンスで指示する内容だけを繰り返す技法。
- 5 トークン・システム—教育や福祉における、トークン・システムとは、努力・達成にトークンと呼ばれる報酬を与えて、子どもたちの望ましい行動を強化する行動療法。トークンは、コイン、おはじき、スタンプやシールなどさまざま。
- 6 タイムアウト法—子どもが問題を起こしたときに、刺激の少ない、静かな場所に移動させて、落ち着くまで待つという技法。落ち着かせることが目的であり、罰を与えるわけではないので、暗い場所や怖い場所に閉じ込めることはしない。
- 7 石川鑑定については後日譚がある。鑑定書を提出してから27年後の2001年、堀川恵子が石川医師を訪れて、永山は死刑となるその日まで、鑑定書を大切に保管していたことを報告したところ、石川は次のように述べた。「あれは表面的な言葉だったかもしれないけど、僕はまじめだから真に受けて、だから彼は僕の人生を変えたのでしょね。あのことがなければ、犯罪精神医学をもっと研究していたでしょう。犯罪の本当の原因を突き止めなくちゃあ、刑事政策も治療もあったもんじゃないんですけど、日本は余り、それをやらないできましたよね、調べれば調べるほど、本当の凶悪犯なんて、そういるもんじゃないんですよ、人間であれば…」(堀川恵子2013:336)。

## 【引用・参考文献】

- 井垣康弘(2006)『少年裁判官ノオト』日本評論社
- 木村隆夫(2013)「神戸児童連続殺傷事件、加害者Aの更生過程の考察」  
『日本福祉大学子ども発達学論集第5号』日本福祉大学子ども発達学部
- 木村隆夫(2014)「秋葉原無差別殺傷事件、加害者Kの犯罪過程の考察」  
『日本福祉大学子ども発達学論集第6号』日本福祉大学子ども発達学部
- 木村隆夫(2016)「非行克服プログラム試論1」

- 『日本福祉大学社会福祉論集第134号』日本福祉大学社会福祉学部
- 木村隆夫(2018)「神戸児童連続殺傷事件、加害者Aの更生過程の考察NO.2」  
『日本福祉大学子ども発達学論集第10号』日本福祉大学子ども発達学部
- 木村隆夫(2019a)「社会に衝撃を与えた青少年犯罪についての考察NO.1」  
『日本福祉大学子ども発達学論集第11号』日本福祉大学子ども発達学部
- 木村隆夫(2019b)「心に焼き付けられた犯罪者・非行者たちのことば」  
『司法福祉学研究第19号』日本司法福祉学会
- 土井高德(2008)『神様からの贈りもの—土井ホームの子どもたち』福村出版
- 土井高德(2009)『青少年の治療・教育的援助と自立支援』福村出版
- 土井高德(2010)『虐待・非行・発達障害困難を抱える子どもへの理解と対応』福村出版
- 永山則夫(1990)『無知の涙』河出書房新社
- 堀川恵子(2013)『永山則夫—封印された鑑定記録』岩波書店
- 元少年A(2015)『絶歌』太田出版